

経 済 産 業 省

平成 22・08・20 商局第 1 号

平成 2 2 年 8 月 2 5 日

経済産業省大臣官房商務流通審議官 深野 弘行

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部改正について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（平成 22・04・19 商局第 3 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成 2 2 年 9 月 1 日から適用する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部改正に係る新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第一～別表第七(略) 別表第八令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機(略) 2 令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具		別表第一～別表第七(略) 別表第八令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機(略) 2 令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具	
2(1)(イ)～ 2(33)[別表 第八1(9)]	(略)	2(1)(イ)～ 2(33)[別表 第八1(9)]	(略)
<u>2(33)ト(ハ)</u>	<u>自己温度制御機能を有する電熱シートは、別表第八2(33)ト(ハ)a及びcの手順を行つたとき測定された最小抵抗値が、周囲温度が20の状態において測定した抵抗値の2倍以上の抵抗値となる場合、別表第八2(33)ト(ハ)項に適合するものとみなす。</u>	(新設)	
(以下略)		(以下略)	